

郡区町村編制法下の戸長役場と村組（上）

——滋賀県神崎郡金堂村の場合——

高久嶺之介

はじめに

一八七八（明治一一）年七月、太政官布告によって郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則が公布される。いわゆる地方三新法である。そして、この三つの法令と一八八〇（明治一三）年四月公布された区町村会法を合わせた地方自治のあり方は一般的に地方三新法体制と呼ばれる。

本稿は、この地方三新法の一つである郡区町村編制法が実施される一八七九（明治一二）年から連合戸長役場体制になる一八八五（明治一八）年までの町村の戸長役場の行政運営システムを、村役場と村組との関連を中心に、西日本の一つの村を対象に明らかにすることを目的としている。対象となる村は約二〇〇戸弱の戸数を抱える滋賀県神崎郡金堂村（現滋賀県神崎郡五個荘町大字金堂）である。

この時期の戸長役場の行政運営システムを分析する方法とその意味について述べておこう。第一は、戸長役場の構成員がどのような人々から成り、彼らがどのようにして選出され、どのような仕事をしてきたかは従来必ずしも研究上の蓄積が充分とはいえないが、まずこれを明らかにする。第二は、戸長役場の行政が円滑に機能するための村内部の行政運営システムを村組や五人組との関連で明らかにする。すなわち、村の行政の合理的運営のためには、村役場

の外でそれをささえる体制が不可欠であるが、そのしくみの分析も近代史研究で従来十分研究の蓄積があるとはいえない。本稿で取り上げる村役場をささえる体制とは、近世以来の村組¹⁾および五人組であり、人的には村組の長（ここでは組惣代）および伍長である。要するに、村役場の構成員のみならず、組惣代および伍長が村の行政にどのようなにかかわったかを明らかにすることが本稿の主題である。もちろん村組が成立していたのは一般的にいつて西日本、とりわけ近畿の村であるから、本稿の分析はあくまで近畿の村の一事例にすぎない。第三は、村の寄合（集会）から村会への変化がいかなる形でスムーズに行なわれたかを明らかにする。すなわち、三新法体制のもと、一八八〇（明治一三）年の区町村会法によって各町村では開設時期は異なるものの町村会が成立した（もちろん、これ以前から町村会が成立していた場合もある。金堂村の村会の成立は一八八四年）。しかし、町村会成立以前に各町村には各種の寄合（集会）が存在し、町村の行政運営や合意形成に大きな役割をはたした。この寄合（集会）が廃止され、村会が成立した際、どのような内容形態上の変化を見せるのか、また継続性はどのようにしてはかられるのか、がここでの分析である。また、以上の分析を通して国や県の制度がいかに融通性をもって村で受けとめられたのかということの一端を明らかにすることも本稿の隠れた意図である。

なお、筆者には、すでにこの村の明治初年代の村行政の一部を扱った「明治前期における戸長・副戸長の退役と選——滋賀県神崎郡金堂村の場合——」（『史朋』二七号、一九九二年）と題する拙稿がある。本稿はその続編であるが、行論の都合上若干の重複は許されたい。また、本稿で特に指摘がない限り、史料は、いずれも金堂区有文書である。

（1）村組については、民俗学の対象として取り上げられてきたが（その概括的整理は、赤田光男「同族とムラ組の特質」『日本民俗文化大系』8 村と村人）所収、一九八四年、小学館）、歴史学の分野からの本格的先駆的研究は、水本邦彦「近世の村組と村」（『京都府立大学学術報告 人文』第三九号、一八八七年、のち塚本学・福田アジオ編『日本歴史民俗論集 村の生活文化』吉川弘文館、一九九三年）であろう。本稿は、水本氏の研究に多くの示唆を受けている。

一金堂村の地理的歴史的位置と小区制

まず、滋賀県神崎郡金堂村の地理的歴史的位置と三新法体制以前の村行政についてその特徴的な点のみを記しておこう。

1、金堂村は、現神崎郡五個荘町の中央平野部に位置し旧中山道まで約一キロの距離にある。一八七八（明治一一）年の調査による「滋賀県物産誌」によれば、「地勢平衍道路広濶貨物ノ運輸自在ナリ、地勢薄鹵ナレトモ米穀ノ産中等ニ居ル、水利ハ常ニ欠ケタル無シト雖モ時雨降ラサレハ旱害ニ罹ルコトアリ、幅員東西九町二〇間ニシテ南北ハ八町五七間トス」とある。

2、同じ史料によると一八七八年段階で人口八九五人、すべて平民である。戸数は、一九六軒。内訳は、農一一八軒（「傍ラ布織機ヲ織リ又ハ編笠ヲ製ス」）、工（大工、左官、桶職等）一一軒、商六七軒、である。農村部でありながら、商業従事者が多いのは、周辺村落とともに、この地域が、いわゆる近江商人発祥の地で、豪商が多いという理由による。やはり同じ史料では、「呉服太物及荒物小間物造酒造醬油等商業ニシテ他国ニ出店ヲ設ルモノ十三戸アリテ行商ヲ事トスルモノ十二人アリ」と記されている。反別七三町五反九畝二歩。さらにまた、一八八二（明治一五）年一月一日現在の史料によれば、村の職業構成は、より詳しくわかり、医師一人、「兵隊」二人、僧四人、教導職四人、農二二人（内男一一二人、女一〇〇人）、商七七（内男六八人、女九人）、工男一八人、雑業雇人二三七人（内男六六人、女一〇一人）、他府県下への寄留者六八人（男五一一人、女一七人）、となっている。

3、この豪商が多いという村の特徴が、のちに詳しくのべるように金堂村の行政のあり方を規定している（戸長代理の存在など）。有力な豪商としては、外村与左衛門家、外村宇兵衛家、外村市郎兵衛家、外村宗兵衛家のいわゆる

表 1 外村同族の資産状況

	外村与左衛門家	外村宇兵衛家	外村市郎兵衛家	外村宗兵衛
1882年(明治15) 年地租割 (地価) ①	(田地) 3981円43銭 (雑地) 892円80銭 (合計) 4874円23銭	(田地) 7931円 (雑地) 578円65銭 (合計) 7904円81銭	(田地) 1106円4銭 (雑地) 308円6銭 (合計) 1414円68銭	(田地) 1940円78銭 (雑地) 870円10銭 (合計) 1710円88銭
1890年(明治23) 納税額 〔 〕は地価額 ②	1297円36銭6厘 (5万1800円)	直接国税総納額 1979円88銭9厘 (内訳) 1252円28銭9厘 地租より生ずる所得税 —68円84銭 商業より生ずる所得税 —58円76銭		
1898年(明治31) 納税額 ③				
1902年(明治35) 資産額 ④		100万円		
1904年(明治37) 納税額 (同年4月1日調) ⑤		1942円		
1911年(明治44) 納税額 (同年4月1日調) ⑥	2899円	1590円	1510円	

出典：①は、「明治十五年 耶中地租割出簿」(金堂区有文書)

②は、地価額は『大日本多額納税有名録』(『明治期日本全国資産家地主資料集成Ⅲ』柏書房、1984年)、納税額は『日本

全国貴族院多額納税者議員互選名簿』(『同Ⅳ』)

③は、梅田正勝編纂『全国多額納税者互選名簿』(『同Ⅴ』)

④は、『日本全国五万円以上財産家一覽』(同上)

⑤は、『日本紳士録 明治三十九年用』第十版より「全国多額納税者」の部分(同上)

⑥は、『日本紳士録 明治四十五年用』第十六版より「全国多額納税者」の部分(同上)

備考：②の段階では、滋賀県で15名の「多額納税者」中、外村宇兵衛第1位。

③の段階では、滋賀県で15名の「外額納税者」中、外村宇兵衛第2位。

⑥の段階では、滋賀県で15名の「多額納税者」中、与左衛門8位、宇兵衛14位、市郎兵衛15位。

表2 金堂村協議費戸別割表（明治15年1月段階）

戸別割	戸数	合計戸別割
100軒役	外村与左衛門 外村宇兵衛 外村宗兵衛 外村市郎兵衛 の4戸で合計 100軒役	100軒
1～5軒	22戸	46軒8分4厘
5分～1軒未滿	30戸	
1分～5分未滿	91戸	44軒8厘
1分未滿	20戸	1軒5分4厘
無役	69戸	
合計	236戸	192軒4分6厘

出典：『明治十五年第一月改正 村中戸別見立割簿』

あるが金堂に本籍を持つ商家の出店としては、表3のような多人数と多地域にのぼっている。このような豪商を含む商人の存在は、この村にかなりの階層差があったことを示している（表2参照）。しかし、この点も後述するようにそのような階層差の存在が行政における有産者支配ということとすぐさまストリートに結びつくわけではないことに注意する必要がある。

4、神社として大城神社、若宮神社、寺院として、天台宗安福寺、浄土宗浄栄寺・真宗大谷派勝徳寺、同弘誓寺がある。これらの寺社の多くが今日から見て、究めて威容を誇っているのは、この地の近江商人の寄進の多さを物語る

外村同族がある。この四家の明治期の資産状況を示したのが表1であるが、明治一〇年代には分家である宇兵衛家が資産をより多く持っていたが、明治末期には本家の与左衛門家の方が盛り返す形になっている。また、一八八二（明治一五）年一月段階の史料では、この四家は、金堂村の協議費等級割一九二軒四分六厘の内四家で一〇〇軒役を持っていた（表2参照）。要するに、村の協議費戸数割の半分以上を四家だけで負担していたのである。そして、外村同族に限らず、この地の近江商人は、この地で商業活動をするのではなく、京都、大阪、東京やその他の地域に出店を持ち、そこで商業活動するのが特徴であった。一九二四（大正一三）年一〇月時の段階で

郡区町村編制法下の戸長役場と村組（上）

表3 金堂村商家の出店（1924年現在）

人 名	出 店 地	営 業 品	出 店 年 代
外 村 市郎兵衛	京都市	呉服卸	1896年（明治29）
同	大阪市	同	1875年（明治8）
山 村 栄 蔵	函館区	荒物	1897年（明治30）
塚 本 勘 兵 衛	京都市	呉服、悉皆	1908年（明治41）
同	東京市	同	
塚 本 惣 助	東京市	生絹	〔大正の初年〕
同	京都市	同	〔明治初期〕
西 村 定 治 郎	京都市	呉服、悉皆	1894年（明治27）
中 江 和 平 治	朝鮮京城	小間物、呉服	1915年（大正4）
辻 市 太 郎	大阪市	呉服	1897年（明治30）
外 村 吉 太 郎	東京市	綿	1908年（明治41）
外 村 与左衛門	大阪市	呉服	1810年（文化7）
同	京都市	同	1805年（文化2）
中 江 勝 次 郎	京都市		1912年（明治45）
同	朝鮮京城	呉服	1912年（明治45）
同	東京市	同	1923年（大正12）
外 村 宇 兵 衛	京都市	同	
同	東京市	呉服太物	1835年（天保6）
同	名古屋市	セル地製織	
塚 本 弥 平	静岡市	雑貨	1902年（明治35）
塚 本 又右衛門	静岡市	呉服	1902年（明治35）
外 村 朝 治 郎	大阪市	醤油	1909年（明治42）
外 村 八郎兵衛	大阪市	防水布	1914年（大正3）
塚 本 喜左衛門	京都市	呉服	1887年（明治20）
塚 本 彦 太 郎	北海道三石町	古衣	1914年（大正3）
塚 本 傳 七	北海道小樽区	質屋	1891年（明治24）
山 村 松 太 郎	北海道山内町	古物、呉服太物	1910年（明治43）

出典：『近江神崎郡誌稿』上巻 1203～05ページ

ものであろう。氏神祭祀の変化で特徴的な点は、原田敏丸氏によって明らかにされたように、江戸後期・幕末期において「室人」(むろと)層の解消の事実が挙げられる。

氏の研究によれば、この地には江戸後期まで、氏神天満宮(大城神社)の祭礼に株座的な特権をもつ「室人」と呼ばれる集団があった。その集団は、享保九(一七二四)年の「神社明細帳」では、「宮人十二人」、つまり一二戸と思われる。しかし、その後室人側と村役人層の争論が起り、天保八(一八七三)年室人の特権が解消され、神輿の世話役、中老役だけでなく天満宮の祭礼の世話全般にわたって村方に委譲され、室人の役割は以後組頭が勤めることになる。当屋も組頭一四人に限定され、稚児も組頭の家が順番に勤め、氏神の鍵も以後は村役人が保管することになる。いわば村座としての氏神祭祀の成立である。原田氏はその後の慶応期の史料も入れて、「天保八年の改革により一旦組頭十四人によって執行されるようになった室人の役割が、その後はさらに広く村の住民に開放されて、村民全部が庄屋の統制下に、当番制をもって、直接に神社の運営に参加する体制ができたものと解すべきであろう」と述べている。

5、維新を迎えたときの金堂村は大和郡山藩に属し、この村の中村組には蒲生・神崎・坂田の三郡五二ヶ村を管轄する、大和郡山藩の陣屋が置かれていた。明治四(一八七一)年七月の廃藩置県により郡山藩は廃止になり、郡山県となり、まもなく大津県に統合され、翌年一月大津県は滋賀県と改称する。郡山藩の廃止、ついで郡山県の廃止は、金堂陣屋を不要なものとし、明治五(一八七二)年三月陣屋は引き払いになり、陣屋の土地と建物は金堂村を通じて民間に払い下げられた。

6、その後、滋賀県は明治五(一八七二)年四月七日に区制をしき、新しい区に戸長と副戸長を置いた。この時神崎郡八四ヶ村は、七つの区に割り当てられ、金堂村は第四区の管轄になった。ただし、滋賀県の区制は幕藩体制の町

村には何らの手を加えずたんに郡と町村との中間に小区を置いただけであったため、村の庄屋・年寄・百姓惣代という村方三役の体制には何ら変化はなかった。しかし同年八月、滋賀県庁は、①これまでの庄屋・年寄の名称を廃止し、庄屋を戸長、年寄を副戸長と改称、②区の「総括役」であった戸長は総戸長、副戸長は副総戸長と改称、と達し、さらにその後一八七三（明治六）年三月七日、総戸長、副総戸長の名称はそれぞれ区長・副区長と改称された。要するに、一八七三（明治六）年の段階で、区には区長・副区長、町村には戸長・副戸長という体制ができてゐるのである。

7、金堂村の正副戸長は、この時期の最大の事業である地租改正事業、小学校の開設など国によってすすめられた事業の他にさまざまな形で村の行政に尽力するが、この行政運営をささえたのが、村組の長である組頭（組長）である。維新を迎えたとき、金堂村では七つの村組があった。東北出組、西出組、西南出組、新牧組、東南出組、中村組、西北出組がそれである。各村組には村組を代表する役職があった。この役職は、一八七六（明治九）年一二月までは組頭であったが、一二月の「改正法則」という文書によれば、この名称が改められ組長になる。この組長は組頭と同様各組で正副二名が選出され、したがって金堂村では一四名の正副組長が存在していた。この組頭（組長）は村の行政運営および生活上のさまざまな問題について集會し、事実上金堂村戸長役場と連携してさまざまな決定を行なっていた（具体的な内容は後述する組惣代集會の記述で明らかにする）。つまり、事実上村内における代議機関の役割をはたしていたのである。そして、後述する一八八〇（明治一三）年の戸長選出をめぐる小さな混乱の事態に示されるように、もし組長集會で決定できない問題があれば、村内伍長（五〜七戸に一人の割合で選出）の集會である村中伍長會議にはかられていた。

8、区制下の戸長や副戸長の選出で、この村で特徴的なことがある。要するに、三新法体制実施後の一八八〇（明治

一三)年七月にいたるまでの時期、村の中で正副戸長の完全なる予選体制ができあがっていたことである。この時期、戸長・副戸長の選出に関する滋賀県の制度は二回の変化をみる。まず、一八七三(明治六)年七月四日の第六二五号達および一月一九日の第一〇七〇号達により、戸長・副戸長の交代は毎年七月とされ、村では「小前ニ至ル迄」公選入札し、票は開票されずにそのまま県庁に差し出され、後日県の任命という形になる。また、第六二五号達は、村の中であらかじめ後役の順序を決め、その順番の者が多札になるように入札することを現に戒めていた。しかし、一八七五(明治八)年五月一二日、新たに制定された「正副戸長撰定条例」により、選挙被選挙資格が明確に定められたこと⁹⁾、さらに開票は村で行なわれ、県は形式的に追認するだけで、一番札のものが戸長・副戸長になる形が明確になる。このように選出方法は変化するが、村での予選を行なわない公選入札が県の制度であったことは間違いない。しかし、金堂村では、特定の村内有志組織に村組が戸長・副戸長の選出を委任し、その組織の者が順番に正副戸長に就任する形ができていた。その組織が明議社という組織である。明議社が史料上確認できるのは一八七五(明治八)年一月からである。この組織は、次のような性格と特徴をもっていた。①一八七五(明治八)年一月二三日の明議社集会には三〇人が集会していることから、最低三〇人以上の集団である。②一八七五年から一八七九年までの正副戸長はいずれも明議社員であるから、この時期の正副戸長経験者である塚本宇一郎、外村宇兵衛(商)、外村宗兵衛(商)、外村市郎兵衛(商)、辻源兵衛(商)、山村藤兵衛(商)、中江勝次郎(商)、中村四郎左衛門(農)、山村嘉平(商)、山脇伊一郎(商)、外村善兵衛、山村増右衛門(商)は確実に明議社員であり、この他に諸種の史料から外村嘉平(商)、辻市左衛門(商)、外村与七郎(商)が社員であったことが確認できる。③これらの人々から判断するかぎり、構成員はほぼ戸別割一軒役以上であり、商業従事者、とくに豪商が多き。④そのように金銭的に余裕のある人々の集団ゆえに、明議社は恒常的に村役場に寄付を行なっている。⑤「明

「明議社」という名称に象徴されるように、明治の時期の村での有力者のサロン、すなわち「文明開花」の雰囲気を感じていたように思われる。

この有力者の集団である明議社に対して、金堂村のすべての構成戸が各村組単位に正副戸長の選任を委任し、一八七九年までは明議社ではその構成員がほぼ順番制で正副戸長に就任する形になっていた。¹⁰ 金堂村区有文書の中には、一八七五年一月段階で、当時あった七つの村組が各組ごとに各戸連印し、明議社の構成員が順番に正副戸長に就任することを「御頼」、すなわち委任している文書が存在している。要するに、村の構成戸が村組を通じて明議社に正副戸長の選出を任せただのである。そして明議社は構成員を順番に正副戸長に予選し、最終確認は明議社員と組長（七つの村組の長、一八七九年七月組惣代と改称）との合同集会で行なわれ、その後村の正副戸長の選挙資格を有する者によって村での形式的な選挙が行なわれたというわけである。当然、正副戸長は圧倒的多数で選出されることになる。¹¹ この明議社は、一八八〇（明治一三）年七月段階では、「旧名議社」とある表現がある史料があるように、この段階では組織として存在しない（ただし一八七九年六月には存在していたことは確認できる）。¹² 一八八〇年七月の戸長選挙は、明議社がすでになくなったにもかかわらず、かつてこの組織の構成員であった山村増右衛門が順番とされたが、山村は止むを得ない「事故」を申し立てて固辞し、その結果連日村組の長である組惣代の集會が開かれるが結論が出ず、結局組惣代集會よりも広い規模の村中伍長會議で、戸長順番制を廃止し、公に戸長選挙を実施することになる。このようにして、一八八〇年七月を境に、村内組織による予選は姿を消すことになる。

9、金堂村の村役場の建物自体は一八七六（明治九）年の段階ですでに存在していたようである。一八七六（明治九）年一二月「改正法則」という文書に「役場」という名称が記載されており、役場は村中必要な事務所になるので無断で奥に入ることはできない、用談済み次第退席すべし、無益の長談戯論を禁ずることは言うまでもなく、昇階無

用のこと、としている。¹⁴⁾

- (1) 『滋賀県市町村沿革史』第五卷、四六四ページ。
- (2) 『明治十五年一月一日現在戸籍総計表』金堂区有文書
- (3) 『明治十五年一月一日現在戸籍総計表』金堂区有文書
- (4) 外村与左衛門家、外村宇兵衛家の経営や雇用形態については、上村雅洋氏の次の一連の研究がある。「近江商人外村宇兵衛家の雇用形態」(滋賀大学経済学部附属資料館『研究紀要』第三号、一九八九年)「近世における近江商人外村宇兵衛家の経営」(滋賀大学経済学部附属資料館『研究紀要』第二二二・二六三号、一九八九年)、「明治期における近江商人外村与左衛門家と家業―先祖代々伝来記を中心に―」(滋賀大学経済学部附属資料館『研究紀要』第二四号、一九九〇年)「近江商人外村与左衛門家と家業―先祖代々伝来記を中心に―」(滋賀大学経済学部附属資料館『研究紀要』第二六号、一九九三年)
- (5) 原田敏丸『もろと』層の解消―滋賀県神崎郡五個荘町金堂―『社会と伝承』第四卷第二号、一九六〇年
- (6) 同右 四五ページ。
- (7) 『五個荘町史』第二卷(近刊)
- (8) 拙稿「明治前期における戸長・副戸長の退役と選出」
- (9) 選挙・被選挙資格は、①県内在籍の満一年以上当該町村在住者、②満一六才以上の戸主、③不動産所有者、に限定。
- (10) 前掲拙稿
- (11) 一八七七(明治一〇)年八月の戸長選挙では、選挙人二二人、この内外村市郎兵衛一三票、次点は辻万右衛門が五票、あと三人が各一票づつを分けた。
- (12) 「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」明治一三年七月四日条。
- (13) 同右
- (14) 「明治十五稔年十月 日誌」(戸長役場日誌) 明治一五年二月三日条の記事によれば、この日の惣代集会の議決事項のなかに、「学校又ハ役場ノ水ハ前年之通り弘誓寺ヨリ貫イ水、道ハ表口ニテ通行ノコト」とあり、場所は、村の中心部弘誓寺のすぐ横にあったことが推察できる。

二、郡区町村編制法下の金堂村戸長役場の構成員と村行政

(1) 戸長役場の構成員

一八七九（明治一二）年五月一六日、滋賀県は従来の区制を廃止し、郡制を施行することを布達する。¹⁾そして郡に郡役所を置き、郡長および郡書記など郡吏員が郡行政を開始する。郡区町村編制法の施行である。

郡区町村編制法施行後、戸長役場の体制はどのように変化をしていくか。

滋賀県が郡制を施行することを布達した五月一六日、甲第三十四号、甲第三十六号、甲第三十八号が同時に布達され、次のように村の役職の在り方が変化する。第一は、副戸長が廃止になったこと、第二は、従来一村一戸長であったものが、数町村連合で戸長一名が可能になったこと、第三は、同年六月三〇日までの戸長給料はすべて従前のおおりに支給するが、七月一日以降の給料は、戸数七分、地価三分の割合で地方税より支給する、となったこと、第四に、「戸長撰挙条例」（甲第三十六号）が新たに布達され、選挙・被選挙資格等が変化した。すなわち、選挙方法は、①戸長公選（やむを得ない場合においては特に官選もあり）、②戸長任期二年、二年毎に改選、③戸長被選挙・選挙資格は、その町村内に不動産を所有し、その町村内に本籍住居を定める満二〇才以上の男子、要するに選挙・被選挙資格に戸主要件がなくなったこと、選挙権のみ一年以上の寄留者にも認められたこと、ただし、「風癪白痴ノ者」、徴役一年以上実刑、身代限処分を受け負債の弁償を終えていない者、官吏および教導職、は被選挙資格はない、という形になる。²⁾

連合戸長役場体制までに戸長の職に就いたのは、山村藤兵衛（一八七九年八月〜八〇年七月）、外村市郎兵衛（一八八〇年八月〜八一年八月）、中江勝次郎（一八八一年八月〜八二年七月）、外村宇兵衛（一八八二年八月〜八三年八月）、外村宗兵衛

(一八八三年九月、八四年八月)、河添源次郎(一八八四年九月、八五年七月)の六人である。この内、山村藤兵衛は、前述したように予選、すなわち明議社の順番による選出、次の外村市郎兵衛から「金堂村撰挙条例」による公の選挙による選出であった。ただし、「戸長撰挙条例」は、任期を二年、二年ごとに改選としていたにもかかわらず、いずれも病氣などを理由にして事実上村独自の一年の任期になっていた。すなわち、彼らは、任期は二年と定められていたが(前述「戸長選挙条例」)、病氣を理由にして毎年絵に書いたように七、九月の間に交代し、事実上、三新法体制以前と同様戸長は毎年交代するという慣行が成立していた。

構成員の変化の最大の点は、それまで戸長と共に村行政をささえていた副戸長が県の制度によって廃止され、それによって書役が村役場の構成員になることである。

書役は、この村では一八七九年三新法体制施行の際に設置される。「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」の一八七九(明治一二)年五月の組長集会と思われる記事に、次のようなものがある。

今般副戸長ヲ被廢候ニ付而ハ、更ニ耆人村中総代ヲ置候様議決相成、右相当之任ヲ耆名撰挙可至候事

但シ、書役村中総代年給平均九十六円ト一同□相ニ相成候也

要するに、副戸長が県の制度によって廃止されたために、その代わりに、戸長をささえる役として書役が設置されたのである。この記事では、「書役」が抹消され「村中総代」となっており、名称の点ではさまざま意見があったと思われるが、結局のところ書役になる。なお年給九六円とすればかなりの高額である。同年八月四日金堂村では、戸長山村藤兵衛、村惣代山村太郎左衛門連名で神崎郡長に「本年丙第八十号御布達ニ基キ一名設置」を願う「書役設置御願書」を提出され、この件は翌五日郡役所によって承認されている。「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」の「八月五日会」(組長集会と思われる)の箇所に「役場書役ノ義一同談シ相成候処左之者ト定マル 寺村

治郎」とあり、この時寺村治郎が書役に就任していることがわかる。そして、後述するようにこの一八七九年から一八八五年の連合戸長役場体制まで書役寺村治郎がこの村の行政を支えていくことになる。

以上の戸長、書役以外に村役場の正式な構成員に小遣（小使）が存在し、この三人が正式には村役場の構成員になっていた。しかし、金堂村の場合、県庁や郡役所には正式な戸長を届けながら、三新法体制の時期のかんりの長期間にわたって事実上書役とともに村行政を運営していた戸長代理という存在があった。戸長代理とは、戸長の代わりに村行政にかかわった存在である。戸長代理がどのようにして三新法体制下のこの村に登場するか、その経過をみてみよう。

一八八〇（明治一三）年七月一六日、すでに述べたように金堂村で従来の明議社による順番制によらない最初の戸長選挙が行なわれる。この結果、外村市郎兵衛が戸長に当選する。しかし、外村市郎兵衛は、以前戸長を経験（七七年八月から翌年八月まで戸長）したことを理由に戸長辞退を村に申し出、事態は紛糾する。この日の午後、東・西・北の三つの村組の六人の組惣代による惣代集會が開かれ、この件が協議されるが、「与論アレトモ何連共不判然」という形で結論が出ず、方向は伍長集會に委ねられた。七月二八日伍長集會が開催されるがこども方向は出ず、伍長集會はこの件を惣代預かりとした。翌二九日惣代集會では、親類惣代である外村与左衛門を呼び寄せ、「是迄種々尽力ナス所ヲ説明シ、是非共名議^(義)而已ニ而も拜命可致様申渡」、要するに、戸長名義だけでも受けるよう説得してくれと外村与左衛門に依頼した。依頼を受け入れた外村与左衛門は早速工作を行ない、翌三〇日、「拜命可致ニ付テハ名議^(義)而已ニシテ代理ノ義ハ惣代方ニ而取計ヲ乞フ」という形で外村市郎兵衛の承諾を取り付けた。要するに戸長は引き受けるものそれは名義のみであって、別に戸長代理を惣代の責任で選出するという方向が決定したのである。

一応戸長の件は一段落したものの、次の問題はどのような方法で、そして誰を代理にするかである。三〇日、惣代

たちは、伍長を呼び、この決定を披露するとともに、「代人ハ伍長ニテ撰挙スルカ如何ヲ問」い、伍長たちは人選を無条件に惣代たちに依頼した。惣代による選挙の結果、塚本利三郎が多数となり、塚本が属する東組の組惣代に周旋を依頼し、八月一日、塚本利三郎は戸長代理を承諾し、東組惣代に出頭し、この件は同日午後三時からの惣代会議で披露された。翌二日より塚本利三郎は村役場に出勤している。もちろん、塚本利三郎は、正式の戸長役場吏員ではなくあくまで代理であり、郡役所、県庁などの上部機関に承認を申請するようなものではない。したがって、八月一日、郡役所で戸長の辞令書が手渡されるが、郡役所に出頭したのは代理としての書役寺村治郎であった。翌二四日の戸長引き継ぎは、これまでの酒肴もなく山村藤兵衛から外村市郎兵衛への諸帳簿の引き継ぎの式が行なわれている。

塚本利三郎の戸長代理期間は長く、現在判明する限りでは三度の戸長代理の職に就いている。

再度確認すると、金堂村役場は、戸長、戸長が事実上行政に参加しない場合は戸長代理、そして書役、小遣で村役場が運営されていたのである。

(2) 戸長役場構成員の階層性と給与

戸長、戸長代理、書役がこの村でどのような階層の人々によって構成されていたか、を次にみてみよう。表4は、一八七九（明治一二）年五月の郡区町村編制法施行時から一八八五（明治一八）年五月の連合戸長役場体制成立に至るまでの戸長、書役、戸長代理、について諸種の資料からその階層性をみたものである。

まず一見して戸長の階層性の高さ、すなわち戸長が村内階層の上層部によって占められていたことが指摘できよう。この間戸長を勤めた山村藤兵衛、外村市郎兵衛、中江勝次郎、外村宇兵衛、外村宗兵衛、河添源次郎の内、外村市郎兵衛、外村宇兵衛、外村宗兵衛家はすでに述べたように外村与左衛門家と四軒で外村同族を構成する有数な近江

表4 郡区町村編成法下の金堂村役場戸長・書役・戸長代理

役職	人名	任期 ①	村組 ②	職業 ③	生年 ④	1878年地価 ⑤	1877年・等級 ・戸別割 ⑥	1882年戸別割 ⑦	1891年・等級 ・戸別割 ⑧	
戸長	山村 藤兵衛	1879年8月 ～80年7月	北組	商	天保6年生 (1835)	711円28銭	5等・1軒	7分	5等・ 5分	
〃	外村市郎兵衛	80年8月 ～81年8月	東組	商	天保7年生 (1836)	1402円53銭	2等・4戸 で百軒役※	同左	1等・ 12軒	
〃	中江 勝次郎	81年8月 ～82年7月	北組	商	天保10年生 (1839)	327円31銭	4等・分 1軒8分	1軒 6分9厘	2等・ 2軒	
〃	外村 宇兵衛	82年8月 ～83年8月	北組	商	天保14年生 (1843)	5539円	2等・4戸 で百軒役※	同左	1等・ 32軒	
〃	外村 宗兵衛	83年9月 ～84年8月	西組	商	安政3年生 (1856)	1625円81銭	2等・4戸 で百軒役※	同左	1等・ 13軒	
〃	河添 源次郎	84年9月 ～85年7月	北組	商	天保10年生 (1839)	1000円	5等・分 1軒1分	3軒 6分8厘		
書役	寺村 治郎	79年8月～ (84年8月)	東組	雑業	嘉永2年生 (1849)			1分4厘	6等・ 4分	
〃	塚本 利三郎	83年10月 ～84年11月	東組	商	弘化4年生 (1847)	55円8銭	6等・ 4分	4分8厘	7等・ 1分5厘	
戸長代理	塚本 利三郎	80年8月～81年8月 82年8月～84年	〔書役 塚本利三郎の項〕							

〔出典〕 ①は金堂区有文書中の各種史料による。典拠が多いのでここでは省略する。また任期は必ずしも辞令書に基づいているとはいえず、そのため1カ月前後の誤差の可能性がある。②は「明治十五年十二月 自主盟約書」(東組、北組、西組)、③は「明治十三年二月十九日 滋賀県会議員被撰人名簿」、「滋賀県会議員撰挙人名簿」、「明治十七年一月調 県会議員撰挙被撰人名簿」、④は「明治十七年九月 戸長撰被撰人名簿」、⑤は「明治十一年地価戸数表」、⑥は「明治十年六月 改等級戸別割各組分配簿」、⑦は「明治十五年第一月 村中戸別見立割簿」、⑧は「自明治二十四年至明治二十九年 戸別簿」。

〔備考〕 1. ※は外村与七郎(与左衛門家)、外村宇兵衛、外村宗兵衛、外村市郎兵衛の4戸で100軒役
2. 任期中〔 〕は、少なくともこの時点は任期中であることを指し示す時点である。

商人層であった。また、山村藤兵衛の場合、一軒役から若干の下降を示すが、中江勝次郎、河添源次郎は村戸数割の一軒役以上を負担する村内上層に位置し、いずれも商業を営み、中江の場合、のちに「三中井」として朝鮮に出店をもつことになる有力商人であった(表3参照)。しかし、彼ら六人のうち戸長代理を置かないで村行政にかかわったのは、山村、中江、河添の三人のみであり、その他の戸長は村役場の行政運営の点ではそれほど大きな存在とは言えなかった。また、戸長は、すでにのべたように、事実上一年で交替したから、その点でも継続的に村行政を担当する存在ではなかった。

では、戸長に代わって、村の行政運営に携わった寺村治郎、塚本利三郎とはどのような人々であったか。寺村の場合、一八七九(明治一二)年八月書役に就任して以来、連合戸長役場体制成立まで一貫してその職にあった。寺村について詳しいことは不明であるが、一八八二(明治一五)年一月段階で戸別割一分四厘、一八九一(明治二四)年等級戸別割が六等・四分であるから、村の経済的位置としては中等以下となるだろう。ただ、母は士族出身であったらしく、事実上村役場の中心人物であったから、相当な知的能力と事務能力を有していたのではないかと思われる。

塚本利三郎は、一八八〇(明治一三)年八月一日戸長外村市郎兵衛のもとで戸長代理の職に就いたあと、翌八一年八月一日に一旦退職する。⁶⁾ちょうど、外村市郎兵衛に代わって中江勝次郎が、戸長に就任したときであった。そして、「明治十四年八月ヨリ二十七年一二月迄諸事議定簿」の明治一四年九月一四日の総代集会の記事によれば、この時慰労金として一五円が村より支払われている。同時に支払われた書役寺村に対する慰労金が一二円であるから、寺村が継続的に村役場に残留としても塚本の功労が評価されたためであろう。その後、塚本利三郎は、一八八二(明治一五)年八月二四日もう一度戸長代理に返り咲き村役場入りをする。⁷⁾この時期は六月二二日の時点で戸長中江勝次郎が辞表を提出し、八月一六日の時点で外村宇兵衛に戸長の辞令が発せられており、⁸⁾塚本利三郎の戸長代理就任も外村宇兵

衛の戸長就任を受けてのものであった。さらにその後戸長外村宇兵衛は翌一八八三（明治一六）年六月二五日病氣を理由に、戸長職の辞表を提出し、その後任の選挙がしばらくたった九月三日に行なわれ、外村宗兵衛が戸長となる。⁽⁹⁾しかし、外村宗兵衛も戸長職に対してやる気はなかったようである。外村宗兵衛の辞令が郡役所で手渡されるのは九月二二日であるが、代理として出席したのが書役寺村治郎である。⁽¹⁰⁾そして、九月二七日、戸長事務引渡しの際、外村宗兵衛より商用が多務で、戸長役場で開かれるが、塚本利三郎戸長代理から外村宗兵衛への事務引渡しの際、外村宗兵衛より商用が多務で出勤ができないことを理由に戸長代理を設置することが組総代衆に依頼される。⁽¹¹⁾これを受けて、総代衆は各組ごとに伍長のみによる選挙を実施し、翌二八日の総代集会で開票の結果塚本利三郎は一六票（投票総数三九票、次点二票中沢増次郎）で、またもや戸長代理の職に就くことになる。⁽¹²⁾その後の塚本利三郎の役場との関わりは、二つの史料によって微妙に異なっている。一八八四（明治一七）年一月一日に塚本利三郎が戸長河添源次郎にあてた願書（塚本の印がある）によれば、一八八三（明治一六）年一〇月、二人目の書役として戸長役場に入ったことになっている。これは、役場繁務を理由として当時の戸長外村宗兵衛が書役増員を郡役所に出願し、それが認められたためであった。ところが、その塚本も河添源次郎が戸長に就任した後、①書役二名では村費がかさむ、②節儉を理由に、解約願いの手続きを郡役所にするようお願いしている。ところが、「明治十六年第八月 日誌」「明治十七年四月 日誌」には塚本が書役に就任したあるいは書役であったことをしめす記事はなく、逆に一八八四（明治一七）年六月二八日の記事に「当村戸長代理塚本利三郎」の字がある。⁽¹⁴⁾また、「明治十七年四月 日誌」には、一八八四年一〇月一二日の記事に「村会之義ニ付塚本利三郎雇夫ニ相頼ミ申候」とあり、一〇月二日〜二四日までの毎日村会のための「雇夫」として村役場に入っている。前掲の一八八四年一月一日の河添への願書では八四年一〇月の時点では書役であるから、これらの史料の間の整合性はない。

しかし、確実に言えることは、外村宗兵衛の戸長時代塚本利三郎は村役場の構成員となり、河添源次郎戸長時代に構成員から外れ、臨時雇用の形になったことは間違いない。

塚本利三郎についても経歴は不明であるが、職業は商業となっているにもかかわらず、一八八二（明治一五）年一月段階で戸別割四分八厘、一八八七（明治二〇）年等級戸別割が六等・一分五厘⁽¹⁾、一八九一（明治二四）年等級戸別割が七等・一分五厘と一八八二年段階の中等クラスから次第にその位置を下げっており、けっして村での有力者であったわけではない。ただ注目すべきことは、塚本が戸長代理として村役場で行政運営を行なうのは、外村市郎兵衛、外村宇兵衛、外村宗兵衛、すなわち外村同族が形式的に戸長に就任していた時であったことである。塚本が商業従事者であることを勘案すると、外村同族と深い関係にある人物でなかったかと思われる。

戸長役場の人々の給与は、どうであったか。金堂村の史料により、いくつかの時期で次のようなことを知り得る史料がある。

① 「明治十三年七月改正 戸長役場定額金受払簿」には、月単位の給料として、戸長給料五円三六銭、書役給料一円八二銭、小遣給料九一銭、と記載されている。

② 「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」明治一三年九月一五日の惣代集会の記事に「戸長以下給料ハ、前年通戸長給八十八円、書役七十式円、常夫給四十円、右之内江公債利子金七拾八円、地方定額金七拾式銭差引不足金ハ義務金ヨリ渡ス事」との記載がある。

③ 「明治十四年七月改 戸長役場定額金受払簿」には、戸長給一〇円六四銭七厘、書役給料三円五四銭九厘、小遣給一円七七銭四厘五毛、と記載されている。この額が①の史料の記載の約二倍弱であることから、二ヶ月分の額と思われる。

④ 一八八二（明治一五）年九月二七日、金堂村戸長代理書役寺村治郎は、神崎愛知郡長辻平内に「明治十四年十月三十一日調 戸長並戸長役場備」を提出しているが、それによれば、「地方税ヨリ下渡分」の月給として戸長五円四九銭（但、この史料ではこの史料の上に後で抹消した棒線の跡があり、左側に「二円三十五銭九厘」の訂正があり、その上にも抹消棒線があり、右側に「三円五十四銭九厘」の記載があり、それには抹消した跡がない）、書役一円一八銭三厘（但、左側に「二円十七銭七厘五」の記載、右側に「二円七十七銭五厘」の記載がある）、小使五九銭一厘、となっている。

前述したごとく、滋賀県は郡制施行の際、一八七九年五月一六日布達甲第三十四号で同年七月一日以降、戸長給料は戸数七分地価三分の割合で地方税より支給することを布達していた。これは、一八七八（明治一一）年七月に太政官布告地方税規則によって、戸長以下給料および戸長職務取扱諸費が地方税支弁にすることに対応したものであった。ただし、これら①②③④の史料を見るかぎり、地方税以外に村より一定の金額が支給されていたようである。すなわち④の抹消・訂正の意味は不明にしても、①と④（但し抹消・訂正以前）が月単位の地方税からの下渡分とすれば、それを一二倍しても②の金額にはならない。②は金額からしても、地方税および村からの支給の合算した額ではないかと思われる。なお戸長代理である塚本利三郎の給与を示す史料はないが、おそらく戸長給が支払われていたのではないかと思われる。

(3) 戸長役場の仕事

金堂区有文書中には、この時期の戸長役場の仕事ぶりがある程度わかる史料として、四冊の戸長役場の日誌（以下「戸長役場日誌」¹⁹と略称）があり、また一八八三（明治一六）年一月の「村規則」がある。これらの史料とその他の金堂区有文書により当時の戸長役場の仕事について概略的に記してみよう。

まず戸長役場と上級官庁との関係である。「戸長役場日誌」を見るかぎり、大津の滋賀県庁に戸長役場の者が出張することはほとんどなかった。しかし、郡役所（位置は一八八一年七月以前は八日市村、以後は神崎愛知統合郡役所体制になり愛知川村）には頻繁に往復を繰り返している。郡役所への出張者はほとんどが書役寺村治郎、まれに戸長代理の塚本利三郎であり、戸長の出張はほとんどない。⁽¹⁷⁾「戸長役場日誌」はたんに「郡役所行」が多いが、それ以外は、徴兵や戸籍事務のための出張が多く、まれに「衛生談話会」、戸長の辞令書や大麻の受け渡し、県議員選挙の開票があった。また一八八四（明治一七）年九月村会議員の選挙が行なわれ村会が成立すると、郡役所に村会の議案書を持参する⁽¹⁸⁾という仕事も新たに加わる。郡役所以外の出張先は、神崎郡の二三カ村の連合衛生会が開かれる竜田村であった。

戸長役場にはさまざまな仕事があった。徴税・徴兵・教育・衛生などの国政委任事務の遂行は言うまでもないが、その他の点で注意が払われたのは村内の秩序維持と村内人心の平安であった。そのことは以下のように一八八三（明治一六）年一月「村規則」全二十五条のうち戸長役場が関わりをもつ条目を拾うことによって明らかにする。

1、〔戸長役場の勤務体制〕役場出勤は午前八時、午後四時退場、日曜日休暇の事。但臨時の件はこの限りではない（第十七条）。

2、〔戸長への年賀〕戸長への年賀は祝辞のみにて済ますべき事。但、戸長宅にて年祝酒ならびに戸ごとに白米持参は廃止の事（第十八条）。

3、〔各種税の徴収〕国税および地方税にかかわる地価割・戸数割などはすべて納期七日以内に徴収する。但、納方手続は、その都度役場より書付けを渡し、各自日限に伍長へ持参し、伍長は戸数割等を取纏め、役場に差し出す。また、村の協議費は年間予算をたてて三ヶ月を一季とし、三月二五日、六月二五日、九月二五日、一月二五日の四度徴収する。臨時用は組惣代への協議を経て、議決の件は費額の予算を立てその都度割賦する。納方手続

きは前と同じ（一―三条）。

4、〔戸主の他出〕戸主が他所へ行く場合、戸長役場へ届出をしなければならない。但、留守中代理人を定め、届け出るべし（第五条）。

5、〔他所への寄留出稼ぎ〕すべて他所へ寄留出稼ぎは日数および年数五年を限り願ひ出ること。但し、年限より超過できない。満期前さらに届け出るべし（第七条）。

6、〔他所への転籍〕他所へ全戸引越しは事故詳細をしたため重立たる親戚の連署を以て願ひ出ること（第八条）。やむをえない事故により全戸他に送籍をする場合は、村法としてかつて定めたる一軒役につき相続遺金として金一〇〇円を出金し、その金は戸長役場に預かり相当の利子に回し、その利子金を以て村費額の内に差し加え往々「村体盛建方」に用いる。ただし、一軒役に定めたる金額の割をもつて各自の等級にしたがい請求すべし（第十二条）。ただしその後都合により復籍の場合は、さきに相続遺金として差出した全金額は帰村の際更に返戻に及ぶべし（第二十三条）。

7、〔他所より入籍〕他所より入籍は、その組惣代へ申し出て、差し支えないと認められた時は組惣代より役場へ申し出ること。但し、全戸入籍願ひのものは組惣代にて事故探偵のうえ役場へ申し出るべし（第九条）。

8、〔戸主死亡の際の手續ぎ〕戸主死亡の際は、五〇日間に相続人を定め届出をしなければならない。但、先代の印形と混じらないよう改めるべきこと。

9、〔衛生事項の処置〕本村境内役場より時々巡視し、道路橋梁溝川など不都合の所、または不潔な箇所が見当たれば、役場より組惣代に沙汰しその当人に懇諭すべし。但不潔は衛生に妨害を来すので流行病の際は、一層各邸宅を清潔にするよう注意すべし（第十条）。

10、〔回章の処置〕出所不明の回章を見認めたならば、直ちに役場に持参の事（第十一条）。

11、〔田畑を他村の者に売却する場合〕①売代金の一割を学校の資金として出金の事、②地券証の代理人を置き、正租、地方税、地価割、協議割など出金、ならびに田畑に付悉皆の事を負担する者は当村内住居し、不動産は地券証の地価に充てる者に限るべし。③田畑に付悉皆の委任を受け代理する者は買受人よりの委任状を請取、引受人たる確証を副えて役場に差し出すべし。但、役場より臨時用達の件は違背なく勤めるべき事（第十二条）。

12、〔田畑建物賃入書入の処置〕田畑建物賃入書入などについては戸長に奥印を願ひ出る事、但、期限は六ヶ月を過ぎてはいけない（第十三条）。

13、〔月々祭典費の処置〕月々の祭典費は戸数に賦課すべき事。但神官給料は、地価戸数折半の事。

14、〔神事諸費の賦課〕神事に係る諸費は計算の上戸数に賦課する事（第十五条）。

15、〔家督相続〕従来戸主が退隠し、長男あるいは養嗣子二〇才未満の者家督相続譲りの向き往々あり。右は村役人を選挙する際に不都合を生じる場合も少なくないので以後二〇才以下の戸主相続は出願しても採用しない。

この「村規則」の意図は明確である。できるかぎり村民の他所への転籍や他所からの入籍に制限を加え、また田畑の売却についても他村の者への売却はできるかぎり制限することによって村内秩序の維持を図る、ということである。これらの秩序維持の最終的権限はこの「村規則」を見るかぎり戸長役場にあった。これらの村内秩序維持のための制限条項は金堂村が一八八九（明治二二）年南五個荘村大字金堂になったあとも維持され、一九〇二（明治三五）年の「村規約」までは条文として残されているが、一九一三（大正二）年の「村規約」ではすべて削除されている。

- (1) 甲第三十号、『滋賀県市町村沿革史』第六卷 四五ページ
- (2) 神崎郡の郡役所は一八七九（明治一二）七月八日市村に置かれた。しかし、一八八一（明治一四）年七月、これまでの神崎郡役所および愛知郡役所は統合により廃止されることになり、神崎愛知郡役所が愛知郡愛知川村におかれた（『近江神崎郡志稿』上巻、六七八〜七九ページ）。
- (3) 『滋賀県市町村沿革史』四六〜四七ページ。
- (4) 「書役設置御願書」
- (5) 戸長代理設置の経過は、「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」による。
- (6) 「明治十四稔第二月 日誌」明治一四年八月二日の記事に「明治十三年八月一日ヨリ塚本出勤仕り本年八月一日ニテ満巻ケ年勤務致シ今日ヨリ巻ケ年外勤務之コト」の記事がある。
- (7) 「明治十四稔第二月 日誌」明治一五年八月二四日の記事に、「戸長代理撰挙多数ニ付塚本氏当日ヨリ出席之事」の記事がある。
- (8) 「明治十四稔第二月 日誌」明治一五年八月一六日記事。
- (9) 「明治十六年第八月 日誌」明治一六年九月三日、九月四日記事。
- (10) 同右、明治一六年九月二日記事。
- (11) 同右、明治一六年九月二七日記事。
- (12) 同右、明治一六年九月二八日記事。
- (13) 明治十七年十一月十五日 塚本利三郎より河添源次郎宛「解約願」。
- (14) 但しこの記事は、賭博の問題で愛知川警察署より戸長、村総代が竜田村役場に出頭するようにとの達があつて、出頭したときの記事であり、書役が戸長代理になる場合もあるから、これだけで塚本が書役ではなく戸長代理であつた証明にはならない。
- (15) 「自明治十七年至二十年 戸別割簿」
- (16) ①「明治十四稔第二月 日誌」(明治一四年二月五日〜一五年一〇月一七日)、②「明治十五稔十月 日誌」(明治一五年一〇月一八日〜一六年七月三十一日)、③「明治十六年第八月 日誌」(明治一六年八月一日〜一七年四月二三日)、④「明治十七年四月 日誌」(明治一七年四月二四日〜一八年七月二三日)。「戸長役場日誌」は、一人が郡役所に出張しないかぎりにおいては「兩人出勤」という記載が多い。この「兩人」は小遣をふくまない、戸長もしくは戸長代理、それに書役であつたようである。

ある。

(17) このことは、書役寺村治郎と戸長代理塚本利三郎が戸長役場の事実上の運営者であったことを改めて示している。

(18) 「明治十七年四月 日誌」明治一七年九月二十九日の記事。

(19) 全戸他に転籍の場合を規定した第二十二条の前段の文章は、次のように他村への転籍を村の維持にとって異例なことと意識していた。

一家ヲ掌トル戸主事故アリテ故郷ヲ転籍スルハ容易ナラサルハナリ、加之村恩並該家祖先ノ高恩ヲ忘ル、而巳ナラス、將タ今日生涯ノ生活ヲ立ルモ皆祖先ノ庇護ナリ、且本籍ノ義務ナカムラシルトキハ本村ノ衰退ノ原因ナリ、譬ハ本村ハ戸数式百戸未満ノ戸数ナリ、今一人トシテ他ニ転籍スレハ若干ノ村入費相當ノ条理ハ目前ノ事、是ヲ改良スルニハ第一本村人民ノ飽マテ維持スルノ精神ハ勿論ノ事

三村役場をささえる体制—組惣代と伍長—

(1) 三つの村組と組惣代の成立

ところで言うまでもなく、村の運営は、上記の戸長役場の人々のみで運営が行なわれたわけではない。戸長役場の人々をささえたものとしてすでに本稿で何度も登場する名称として惣代という役職がある。この惣代という役職は、村組の惣代、すなわち組惣代のことであり、組惣代という役職の名称は郡区町村編制法施行時の一八七九年八月に成立する。そして金堂村では組惣代の成立が村組の変更と連動して行なわれている点が特徴的な点である。その成立は以下のような経過である。

すでに述べたように、江戸期より金堂村は七つの村組に分れていた。東南出組、東北出組、西出組、西南出組、西北出組、中村組、新牧組の七つである。ところが、この七つの村組は、一八七九（明治一二）年八月五日の組長集会で、東組、西組、北組の三つの村組に変更され、村組の役職名もそれまでの組長から組惣代になる。組惣代は組長同

様各組二名が選出され、したがって金堂村では六名の正副組惣代がおかれることになった。「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」という史料によれば、その一八七九年の「八月五日会（組長集会と思われる）」部分に、村組とその役職名の変更を記した記事がある。

一 従前村中ヲ七組ニ分チ有之処今般郡区ノ製ニ基キ村方改法ノ議案ヲ述ル

旧組ヲ廃シ更ニ境界ヲ相定村中ヲ三組ト相定

右村協議之上決議也

一 壹組ニ付委員貳名ツツ撰挙之事

但シ撰挙日本月十三日開札之上委員確定致候也

一 提灯之義決議左ニ

戸長役場提灯六張 戸長役書役ニ限ル

村総代提灯六張 委員（惣代）へ相渡シ置事務ニ関スル節用ニ

役場小使 二張 小使へ相渡シ必自己用ニ相用不申事

左之通今般改正ニ付用向之節相用私用之節禁止候事

なぜ、「郡区ノ製ニ基キ」、すなわち郡区町村編制法の結果、村組の変更がおこるのかは不明である。

この文書では「壹組ニ付委員二名ツツ撰挙」とある一方、「委員」という字が抹消されて「惣代」となっているように、ここで惣代が成立するのである。¹⁾ この組惣代の設置の決定を受けて八月一三日、各組の正副惣代が選挙され、東組が外村市郎兵衛・塚本利右衛門、西組が外村宗兵衛・磯部長兵衛、北組が外村宇兵衛・中江勝次郎が選挙の結果多札で選ばれた。

表 5 組惣代一覧

組 ①	人 名 ②	任 期 ③	職業③	生 年 ④	1874年地価 ⑤	1877年・等級 ⑥	1882年戸別割 ⑦	1891年・等級 ⑧
西組	外村 宗兵衛	79年 8月 (正)	商	[表 4 参照]				
〃	磯 部 長兵衛	79年 8月 (副)	商	天保14年生 (1843)	233円24銭	4等・ 1軒1分	5分3厘	5等・ 5分
〃	塚本普左衛門	83年1月 投票多札	雇	嘉永2年生 (1849)	551円24銭	5等・ 1軒	9分4厘	4等・ 9分5厘
〃	山村大郎左衛門	[84年 6月]	商	文政11年生 (1828)	486円69銭	6等・ 5分	4分7厘	4分5厘
北組	外村 宇兵衛	79年 8月 (正)	商	[表 4 参照]				
〃	中江 勝次郎	79年 8月 (副)	商	[表 4 参照]				
〃	山村増右衛門	81年 6月 (副)	商	嘉永5年生 (1852)	609円41銭	3等・ 2軒半	1軒 5分4厘	4等・ 8分5厘
〃	辻 市左衛門	[84年 6月]	商	明治元年生 (1868)	1205円68銭	3等・ 3軒	3軒1厘	
〃	山村 藤兵衛	[84年 6月]	商	[表 4 参照]				
東組	外村市郎兵衛	79年 8月 (正) ~ 83年 6月 ~ [84年 6月]	商	[表 4 参照]				
〃	塚本利右衛門	79年 8月 (副)	商	天保9年生 (1838)	643円76銭	3等・ 3軒半	3軒 5分7厘	2等・ 3軒

郡区町村編制法下の戸長役場と村組（上）

組①	人名②	任期③	職業⑤	生年④	1878年地価⑤	1877年・等級⑥	1882年戸別割⑦	1891年・等級⑧
東組	塚本利三郎	81年10月	商	[表4参照]				
〃	安井弘之助	～84年1月		嘉永6年生 (1858)	45円90銭	6等・ 5分	4分7厘	6等・ 4分5厘
〃	塚本弥平	84年1月～	商	嘉永3年生 (1850)		5等・ 1軒		9等・ 1分

〔出典〕①と②は金堂区有文書中の各種史料による。典拠が多いのでここでは省略する。③～⑧は表4の③～⑧の典拠と同一である。

〔備考〕1. なお、任期中の〔 〕は少なくともこの時点は任期中であることを指し示す時点である。
2. 任期中の（正）は組惣代、（副）は副組惣代。（ ）がない場合は正副不明の場合である。

組惣代の選挙について規定した文書は存在しないが、八月一三日の選挙の史料によりこの組惣代の選挙がどのような形で行なわれていたかがある程度判明する。それによれば、東組の選挙は、投票者六三名、二名連記で、外村市郎兵衛三五票、塚本利右衛門三〇票、外村善兵衛一七票、辻源兵衛一七票、塚本利一郎八票、西村五兵衛七票、外村銀兵衛五票、あと七人が各一票である。北組の場合、投票者四四名、やはり二名連記で、外村宇兵衛三九票、辻市左衛門一六票、中江勝治郎一六票、山村増右衛門八票、河添源治郎五票、あと二票が一名、各一票が二名である。一八七八年の時点では金堂村戸数は一九六戸であり、東・北・西各組の戸数は不明であるが、一八八二年二月の時点で、東組七二名連印、北組六五名連印の史料がある。この一八八二年の連印者の数と投票者の数を比較すると、東組で七八％強、北組では六八％弱の割合になる。ここから組惣代の選挙が各戸一票の割合であったか、あるいは不動産所有者のみの選挙であったかは不明にしても（業権者の数が不明）、その組内の相当数による選挙であったこと、そして必ずし

も特定の人間に票が集中するとは限らないことが判明する。

組惣代はどのような人々から構成されていたのか。表5はこの時期から、一八八四（明治一七）年一月この村に村会が成立し、村会議員が選ばれるまでの時期の組惣代として判明する人々について記したものである。第一に、戸長同様商業従事者がほとんどであること、第二に例外もあるが、惣代は一軒役以上がほとんどである、などの特徴を指摘することができよう。

(2) 村組と村惣代の役割

このような村組の存在が村の運営にとってどのような意味があり、そこでの組惣代がどのような役割を担ったか。あくまで一八七九年から一八八五年という連合戸長役場に移行するまでという時代限定の上で記しておこう。

村組は村内における行政および生活上の基礎単位であった。そのことは村内におけるさまざまな取り決めが村組単位で行なわれていることによって明らかになる。そのあらわれが次の文書に示されるような組単位の調印である。

1、一八八二年二月一日 戸長役場より賭博厳禁の通達に対し、伍組隣家と監視をなし、注意すべしとの各自捺印の請書（東組七名連印、北組六五名連印、西組は伍長一（二名連印））。

2、一八八二年六月「特ニ設ル村規約」（六九名連印、七〇名連印、六一名連印―内伍長一二名）。

3、一八八二年二月「自主盟約書」（東組七二名連印―内伍長一三名、北組七一一名連印―内伍長一三名、西組六七名連印）。

4、一八八三年一月「村規則並伍組改正」（東組八九名連署、北組八三名連署、西組六七名連署）。

また、戸長役場からの通達もかなりな部分が西組・東組・北組各惣代を通して組内住民に到達された。各組惣代は、その通達をさらに組内伍組に到達した。たとえば一八八二（明治一五）年一月、新刑法が実施されるが、二月一

日戸長役場は各組惣代に「賭博嚴禁の申し入れ」を行ない、六月には各組惣代に、本年一月新刑法実施に付賭博心得違いのないよう、伍組において嚴重に不正の所業の有無を正し、もし不正と認むることあれば申し出るべし、と通達している。⁽³⁾

さらに村組の役割として重要なのは村の神事である。大城神社の祭礼について、一八八一（明治一四）年六月七日、戸長役場より北組正副惣代、北組伍長一名宛の通達を發しているが、それは東・北・組各組二名の社務係の新設を通達したものであった。⁽⁴⁾ また、一八八二年四月一日の「村方規定」によれば、次のように神事の際の役職のみではなく、神輿かつぎの順番など祭礼の儀式も村組を単位としていた。

1、神事係一二名、各組四名づつと定め、その組内で選挙する。適齡人名書は、追って役場より組内の人員姓名を記載し組惣代に渡す。

2、警固役九名は、組惣代・神事係會議の上、各組三名づつ選挙する。

3、加輿丁人名は役場において取り調べ各組神事係へ渡す。

4、神輿昇順番は、西組、北組、東組の順で行なう。

このような村組の存在の中で、組惣代はどのような役割を担ったか。前掲した一八八三（明治一六）年一月の「村規約」の中で組惣代に触れた部分は次のような内容である。

1、村で臨時に費用徴収の場合は、村役場は組惣代と協議する。

2、他所より金堂村に入籍する場合は、その組惣代に申し出て、差し支えないと認めた時、組惣代より役場へ申し出る。

3、道路、橋梁、溝川などで不都合の場所或は不潔な箇所が見あたれば、村役場より組惣代に沙汰しその当人に懇

論する。

以上のこと以外にも組惣代は、村役場―組惣代―伍長という伝達ルートの間地点に位置していた。またのちに詳しく見るように、組惣代は集会を通じて村の意志決定の重要な一翼を担っていた。

(3) 伍組と伍長

なお、村組の下の単位である伍組と伍長についても触れておこう。

この村では、近世以来伍組が存在し、少なくとも大正期まではその存在が継続的に確認できる。すなわち一九二三年（大正一二）年「村規約」以降、「村規約」が一九四六（昭和二一）年三月まで「村規約」が存在しないため、伍組がいつまで存在したか明確にならないが、一九二三年「村規約」には、伍長三三名と規定されている。もちろん、これ以降も伍組が継続されたことはまず間違いない。⁵⁾

伍組の役割で大きな点は、近世以来の村内の治安の維持である。とくに重視されたのが賭博の禁止である。賭博の禁止は、風俗紊乱―遊惰流行―家産破却などを理由にして、明治期を通じて何度も上からの通達が行なわれるが、ここでは「尚一層伍組隣家ト平素互ニ監視ヲナシ其所業ニ就カサル様岐度注意可仕候」と、伍組の役割が重視されている。⁶⁾ また、村での村民の調印は、村組単位での調印が多かったが、伍組単位の調印も行なわれた。すでに何度も取り上げた一八八三（明治一六）年一月の「村規則」は三四名の各伍組ごとに連印されている。この「村規則」が、わざわざ伍組単位に調印がなされたのは、明治維新後のこの村でもっとも体系的な村規約であり、村民にたいし周知方の徹底が意図されたものと思われる。ちなみに各伍組は、五―七名（平均六名弱）の調印、すなわち五―七戸で構成されていた。

この他に、伍組および伍長の役割で重要な点は、国税および地方税さらには村内協議費徴収にあたっての伍長の役割である。一八八三（明治一六）年一月の「村規則」によれば、前述したようにこれらの税の徴収は、戸長役場が各戸に額を記した書付けを渡し、各戸が日限までにその伍組の伍長に持参し、伍長が取り纏めて戸長役場に持参することになっていた。

そして、伍長はこれらの税の徴収だけではなく、協議費の戸別割改正にも組惣代とともにかかわっていた。たとえば、戸長役場の「日誌」に次のような記事がある。

早天ヨリ総代伍長集會、戸別訂正ノコト、午後ヨリ総代伍長代立會ノ上開標ノコト（明治十五年十二月二十六日）⁽⁷⁾
早天ヨリ伍長集會、尤戸別割一条、山村増右衛門外十八人計、戸別減ノ義御願ニ付一同協議ニ及候処、戸別増減ハ例年之通十二月ニ改正致スコト（明治十六年十月十日）⁽⁸⁾

総代集會戸別割改正ノ義ハ来ル二十一日早天ヨリ当役場ニテ伍長惣集會増減ノ入札ノコト（明治十六年十二月十九日）⁽⁹⁾

これ以外に、伍長がかかわる仕事として、一八八三（明治一六）年一月の「村規則」は次のものをあげている。

1、伍人組掟書の趣旨を誤解ないようにお互いに示し合わせの日は一月三日とする。

2、幼戸主または女戸主（後見人を要するもの）の所有の地所売買については、その親戚二名以上の調印をなし、その伍長に届け出、伍長より奥印を申し出て戸長が奥印公証をなす。

なお、伍長の選出がその伍組内においてどのようなに行なわれたかは知ることができないが、伍長の人物名に特定の傾向はなく、おそらく伍組内の互選もしくは輪番であったと思われる。

(1) なお、「惣代」という言葉は成立時にはもっぱらこの「惣代」という字が使用されているが、同じ年でも「惣代」と「総代」が時によってばらばらに使用され、明治一六年八月の時点では「総代」が使用されている。ここでは煩雑なので成立時の「惣代」を使用する。

(2) 「惣代選挙票」

(3) 明治十五年二月一日 戸長役場より西組惣代宛「賭博嚴禁の申し入れ」

(4) 明治十四年六月七日 戸長役場より北組惣代宛「社務係新設ニ付キ通知」

(5) 伍長以前の名称は五人組頭である。「明治五年正月 近江国神崎郡金堂村五人組帳」では、「五人組之儀町居者家並在郷者最寄次第二家五軒宛組合ヲ悪事不致様毎々可令詮議事」として「悪事」防止を主要な役割とし、この段階で四二名の五人組頭が記録されている。この五人組頭という名称がいつの段階で名称変更したか不明であるが、一八七七（明治一〇）年一月の時点ではすでに伍長の名称になっている。

(6) 「明治十五年二月一日 戸長役場より西組惣代宛賭博嚴禁の申し入れ」

(7) 「明治十五稔午十月 日誌」

(8) 「明治十六年第八月 日誌」